

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

① 日常の安否確認・見守り

② 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ を行う住宅(居住サポート住宅)を創設

＜現行＞セーフティネット登録住宅(H29創設) 「**大家が拒まないこと**」、「その**物件情報を公表すること**」で要配慮者に住宅を供給

＜改正法＞居住サポート住宅の創設

「**居住支援法人等※がサポートを行うこと**」で要配慮者に住宅を供給

※サポートを行う者は 居住支援法人以外も可能

① ICT等による**安否確認**



要配慮者



大家

連携

① 訪問等による**見守り**

居住支援法人等

要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき



要配慮者

② **福祉サービスにつなぐ**

居住支援法人等

- ・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき**認定**
- ・改修費等の補助により供給を促進(令和6年度予算)

特例 入居する要配慮者については**認定保証業者**(1. 参照) が**家賃債務保証**を**原則引受け**

福祉サービス(例)

■ **低額所得者**

- ・家計把握や意欲向上の支援
- ・就労支援、生活保護の利用



特例

生活保護受給者の場合、**住宅扶助費(家賃)**について
代理納付を原則化

〔自立相談支援機関
福祉事務所〕

〔高齢者福祉の
相談窓口〕

■ **高齢者**

- ・ホームヘルプ、デイサービス



〔福祉事務所
母子家庭等就業・
自立支援センター〕

■ **ひとり親**

- ・母子・父子自立支援員
による相談、助言
- ・こどもの生活指導や学習支援



〔基幹相談
支援センター〕

■ **障害者**

- ・ホームヘルプ、デイサービス
- ・就労支援



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の
特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ